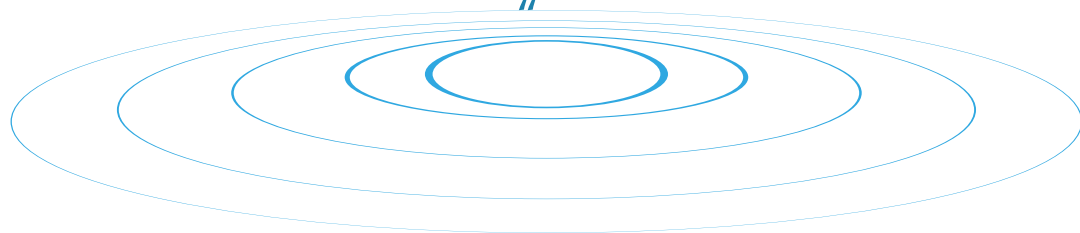


東久留米市 第二次環境基本計画 〈概要版〉

水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち“東久留米”



目次

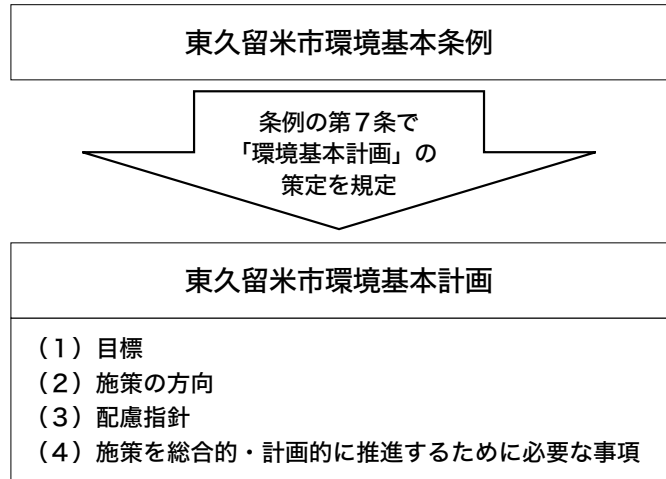
1	東久留米市の環境基本計画について	02
2	計画の基本的な考え方	02
3	将来の環境像	04
4	基本方針と個別目標	04
5	計画の体系	05
6	個別目標と取り組みの概要	06
	個別目標1 湧水や河川を守り活かす	06
	個別目標2 緑を守り育てる	08
	個別目標3 多様な生きものを守り育てる	11
	個別目標4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる	12
	個別目標5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める	15
	個別目標6 健康で安心できる暮らしをつくる	16
	個別目標7 環境について学び、活動につなげる	18
	個別目標8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む	20
7	今後期間内に強化する主な施策	22
8	計画の推進	23

1 東久留米市の環境基本計画について

東久留米市では、平成 16 年（2004 年）3 月に、「東久留米市環境基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）を制定しました。

環境基本条例では、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むために、第 7 条において「環境基本計画」の策定を規定しています。

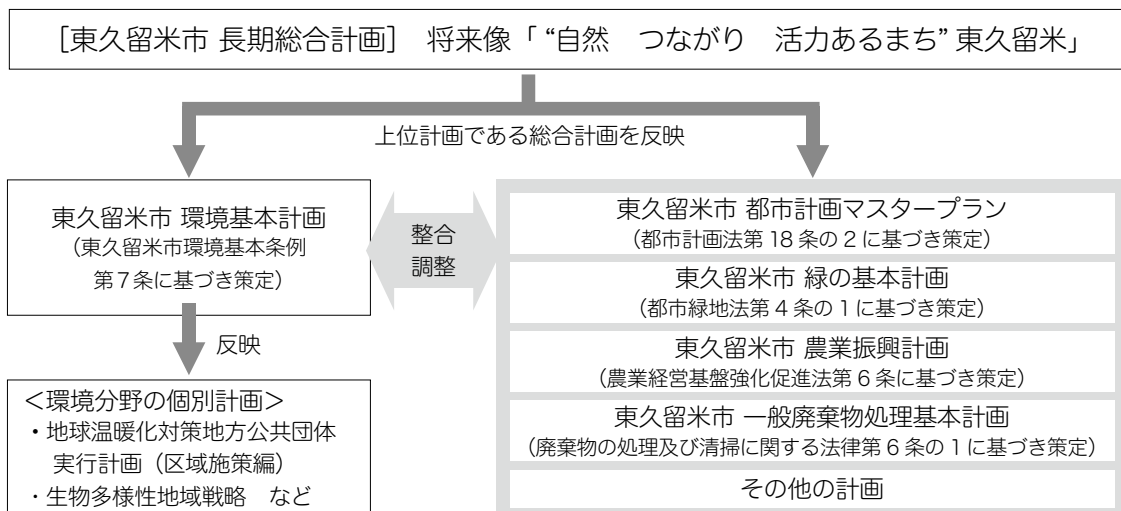
環境基本計画は、東久留米市の環境政策の根幹となる最上位の計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていく上での指針となるものです。



2 計画の基本的な考え方

(1) 位置づけ

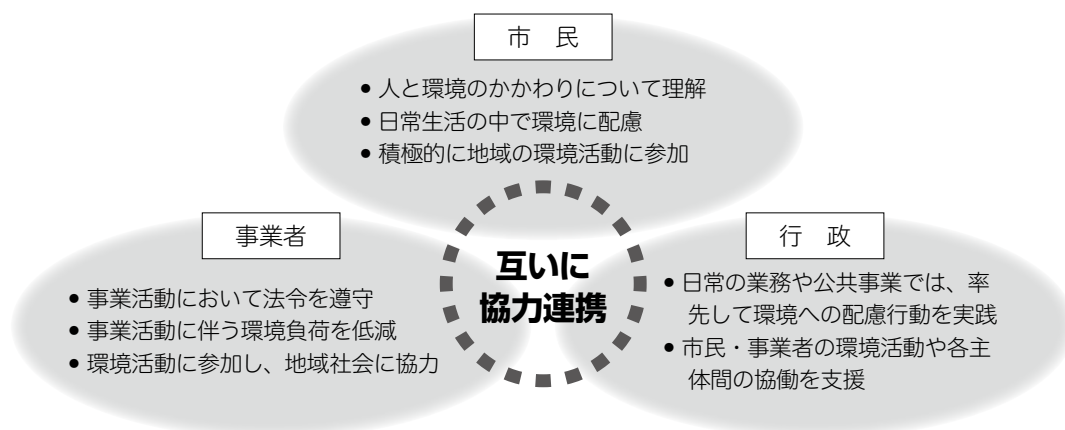
この計画は環境基本条例第 7 条に基づき策定しています。また、市が定める他の計画（「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」など）の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図っています。本計画で策定するとしている環境分野の個別計画は、環境基本計画や緑の基本計画の関連・下位計画として策定します。



(2) 推進主体

この計画の推進主体は、市民（地域で活動する環境団体等を含む）・事業者（土地所有者や農業従事者等を含む）・行政（教育委員会や学校を含む）とします。

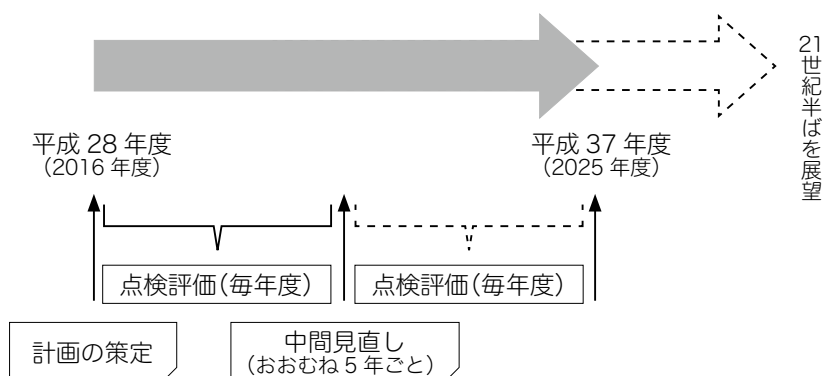
各主体は、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に環境活動を推進します。



(3) 期間

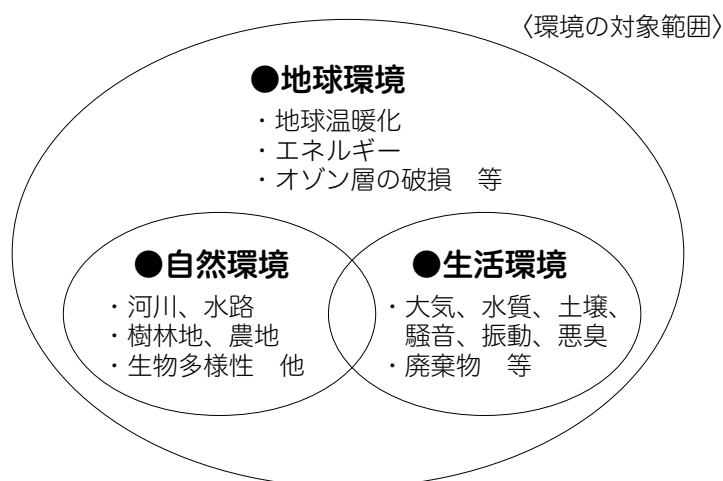
この計画の期間は、21世紀半ばまでを展望しつつ、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を対象とします。

毎年、進捗状況の点検評価を行いながら、おおむね5年ごとに、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。



(4) 範囲

この計画における環境の対象範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」とします。



3

将来の環境像

東久留米市の身近にある豊かな自然を次世代へとつなぎ、一方でこれからの私たちの暮らしや自然環境に大きな影響を及ぼす地球環境問題に対処するためにも、私たち一人ひとりが、東久留米市の目指すべき将来の環境像を共有し行動していくことが重要です。

こうしたことから、東久留米市が10年後に目指す「将来の環境像」を

水と緑、地球環境にやさしい暮らしをみんなで育むまち“東久留米”

とします。

4

基本方針と個別目標

基本方針1 水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち

本市は、多くの湧水地やそれを源流とする清らかな川があり、また雑木林など樹林地や多くの緑地に恵まれ、その中で多様な生きものが育まれているまちです。私たちには、これまで多くの人々の努力で守り育ててきたこの豊かな環境を次世代に引き継いでいく責務があります。

個別目標1 湧水や河川を守り活かす

個別目標2 緑を守り育てる

個別目標3 多様な生きものを守り育てる

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

私たちは生活や事業活動を通じて共通の財産である水や大気を汚染し、資源などを消費してきました。その結果、公害やゴミの問題がおきましたが、近年では異常気象など地球温暖化による影響も大きくなっています。私たちはその対策に積極的に取り組み、安心できる環境を次の世代に残していく必要があります。

個別目標4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

個別目標5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める

個別目標6 健康で安心できる暮らしをつくる

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

今や環境問題は地球温暖化にみられるように全ての人々が関わるものとなっています。将来の環境像を実現するためには本市に関わる全ての人々の取組への参加が不可欠です。環境への理解を深め活動を広げるとともに、市民・事業者・行政がお互いに協力し連携を強めて取り組んでいく必要があります。

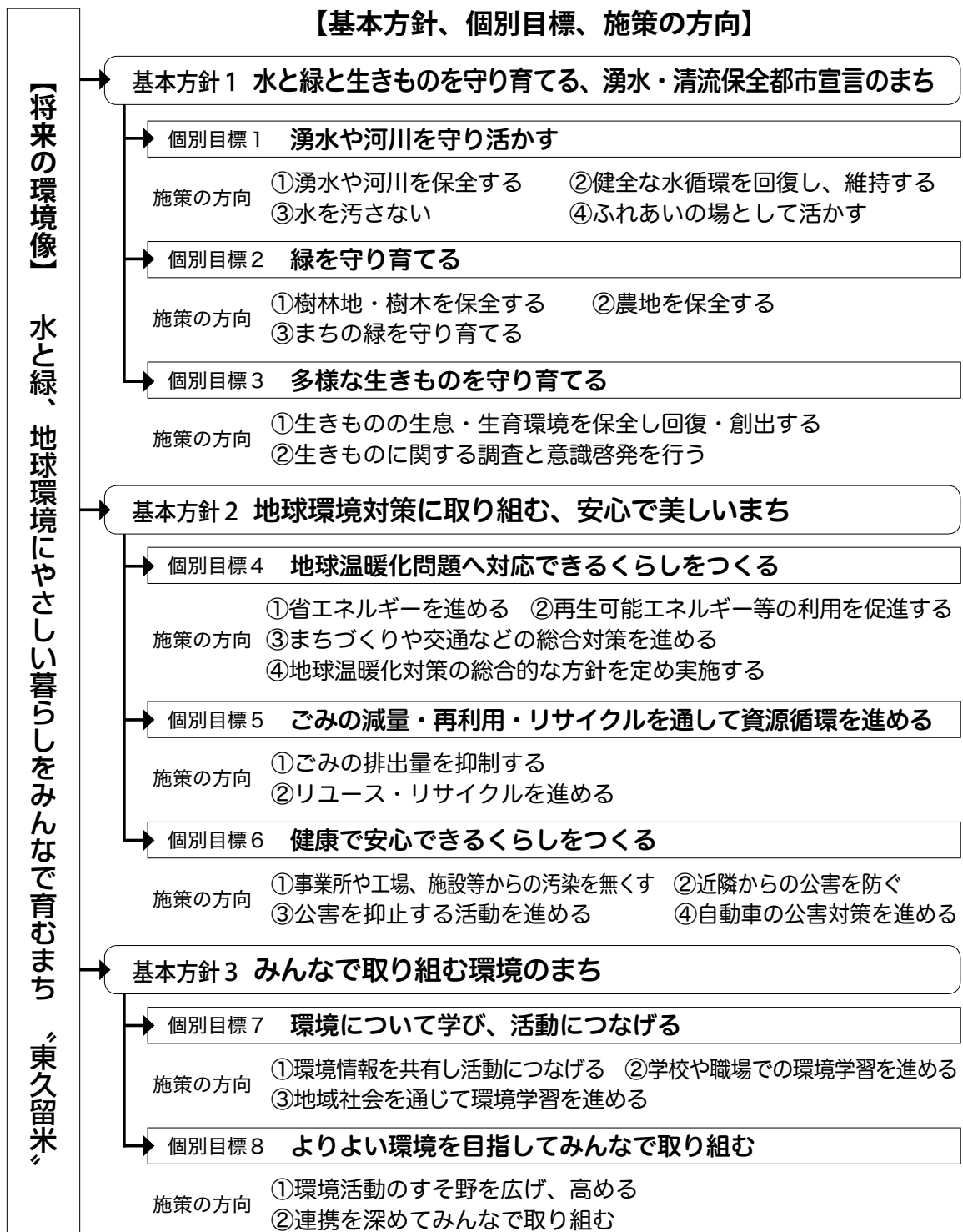
個別目標7 環境について学び、活動につなげる

個別目標8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

5

計画の体系

将来の環境像を実現するための基本方針及び個別目標とその中で取り組む施策の方向を「第二次環境基本計画の策定の課題」も踏まえて「計画の体系」として示します。また、「施策の方向」に基づく具体的な「施策」と「取り組み」を第3章で示します。



6

個別目標と取り組みの概要

個別目標 1 湧水や河川を守り活かす

施策の方向① 湧水や河川を保全する

湧水・清流保全宣言全都市として、本市の象徴である湧水や清流を守るために、市民・事業者・行政が協力して、湧水や河川を大切にし、維持する活動を進めます。

施策 湧水や河川の保全を推進する

湧水や清流を守るために、市民・事業者・行政のそれぞれが河川や湧水地及びその周辺の環境を大切に活動に積極的に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「湧水・清流保全都市宣言」の理念を市民に周知徹底する	◎	◎	◎
●湧水地を保全する	○		◎
●各種事業を行う場合には、湧水地・河川の周辺環境に配慮する		◎	◎
●自然環境に配慮した川づくりを東京都に要請する	○		◎
●水辺の植生を保護し適正な管理を行う	○		◎
●河川の定期的な草刈りを実施する	○		◎
●湧水地・清流・河川の美化活動を行う	◎	◎	◎

施策 湧水や河川の状態を常に把握する

湧水や河川の保全のためには、継続的な水質や水量などの調査が必要であり、行政や市民はこれまでの活動をさらに進め、互いに協力して調査を実施します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川の水質・水量調査を継続的に実施する	○		◎
●湧水点の調査を実施する	◎		◎
●井戸水位調査を実施する	◎		○

施策の方向② 健全な水循環を回復し、維持する

湧水に恵まれた本市の財産である豊かな水を守るために、雨が地面にしみ込み、地下水となって再び湧水となり、川となる仕組みを理解し、維持するとともに水を大切にします。

施策 水を適正に利用する

本市の地下を流れる貴重な水を守るために、市民・事業者・行政は日々の生活や事業活動等で使われる水の無駄な消費を減らし、大切に利用します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●水道の節水に努める	◎	◎	◎
●地下水の取水量の削減に努める		◎	○

施策 地下水の涵養を促進する

湧水をはじめとする本市の特徴である水環境を守るために、市民・事業者・行政は雨水が地面にしみ込むような施設の整備や処理に努めて地下水を維持します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●樹林地や農地などの透水面の確保に努める	○	○	◎
●公共施設での雨水浸透施設を整備し、適正な管理を促進する			◎
●雨水の敷地内処理を促進する	◎	◎	◎
●雨水浸透樹の普及を促進する	○	○	◎
●地下水涵養機能を活かした公園づくりを進める			◎

施策 流域の水循環を保全する

本市を源流とする落合川や黒目川などの健全な水循環を維持するためには、かん養域を含む流域の自治体の協力が不可欠であり、行政を中心に関係する近隣市と連携して対策を行います。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地下水の状態を把握する			◎
●国・都や近隣市と連携して水循環保全対策を促進する	○		◎
●国・都や近隣市と連携して水循環の調査を行う	○		◎

施策の方向③ 水を汚さない

清流を守るために、河川に汚染された排水を流さないことが第一であり、日常生活や事業活動で水を汚さないことを常日頃から心がけて行動します。

施策 河川への汚染水の排出を防ぐ

川の水質を守るために、家庭や事業所からの汚水が川に流れ出ないように、市民・事業者は適切な排水の処理に努め、行政はそれを促進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●側溝への汚水流出、汚物廃棄を防止する	◎	◎	◎
●下水道への接続を促進する	◎		◎

施策 水を汚さない生活や事業を実践する

河川や地下水の汚染を防ぐために、市民・事業者は自らの生活や事業の中で水の汚染を防ぐよう努め、

行政はその活動を推進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●農薬や化学肥料を過剰に使用しない	◎	◎	○
●事業排水を適正に処理する		◎	○
●洗剤や油等生活排水による汚染を防止する	◎	◎	◎
●野生生物へのえさやり等で川を汚さない	◎		○

施策の方向④ ふれあいの場として活かす

湧水や清流など本市の豊かな水環境を守るために、市民が水辺とのふれあいを通じて、その豊かさと恵を実感し、湧水や河川を守る意識を育んでいけるよう行政は環境の整備と場づくりを進めます。

施策 水とふれあう場を増やす

多くの市民が本市の豊かな水辺の環境にふれあう機会をつくるために、行政は河川周辺の散策路や水に触れられるような水辺環境の整備を行います。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川周辺に花壇等ふれあい施設を整備し維持管理する	◎		◎
●親水化事業を推進する	○		◎
●蓋がけされた河川の回復を検討する			◎

施策 水辺を学び、ふれあう場として活用する

水辺に対する市民の理解や愛着を深めるために、市民と行政が協力して水辺の紹介や利用のための検討を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●水辺の適正な利用のためのルールづくりを検討する	◎		◎
●水辺のサインボードや散策マップ等を通じて水辺を紹介する	◎		◎

個別目標 2 緑を守り育てる

施策の方向① 樹林地・樹木を保全する

雑木林などの樹林地や樹木などの緑を守るために、市民・事業者・行政は協力してその維持に努力するとともに、行政は計画的な緑地の確保など様々な施策を進めます。

施策 樹林地を保全する

樹林地を守るために、市民・事業者は積極的にその維持に努めるとともに、行政は計画を定め、民

有の樹林地に対し、支援や公有地としての確保を行うなどの施策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●緑地保全計画に基づく緑地の確保を行う			○
●都市計画制度等を用いて樹林地を保全する			○
●緑の基金を充実させて樹林地の保全に活用する	○	○	○
●下草刈り等を行い樹林地を良好な状態に維持する	○	○	○
●樹林地の保全に配慮した土地利用に心がける	○	○	○

施策の方向② 農地を保全する

都市のうるおいや湧水のかん養など農地が持つ緑の機能を守るために、農業への行政的な支援や市民・事業者・行政が農業を応援する仕組みづくりなどを進めます。

施策 農業を継承するための活動と支援

農地の緑を守るために、行政は意欲のある農業者が農業を続けることができる環境をつくるよう様々な働きかけや支援を進めるとともに事業者は持続可能な農業を目指し取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生産緑地の指定を促進する		○	○
●農地保全のための諸制度の検討・利用を図る		○	○
●農地保全のための制度の改善を国や都に提案・要請する		○	○
●農業後継者の育成を支援する		○	○
●減農薬・無農薬・有機栽培等の普及		○	○

施策 農業を支える取り組みを推進する

農地の緑を守るために、事業者と市民・行政が連携して地元農産物の購入などの活動を広めるとともに、農業と触れ合う機会を通じて農業を支えます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地元産品の PR 機会を充実する		○	○
●地元農産物を積極的に購入する	○	○	○
●地元農産物を学校給食に採用する		○	○
●市民農園・体験農園の普及と利用を進める	○	○	○
●都市農業への理解を深める	○	○	○
●農家・農業と市民がふれあう機会を増やす	○	○	○

施策の方向③ まちの緑を守り育てる

街のうらおいをもたらす街中の緑を育てつなげていくために、市民・事業者・行政が連携しながら、公園の緑、家庭や事業者の敷地内の緑など多様な緑を計画的に増やし、維持します。

施策 公園や公共施設の緑を増やし、守り育てる

街の緑の拠点を充実するために、行政は公園の整備の機会に緑を増やし、また街路樹や公共施設などの緑を維持していくとともに、市民と事業者・行政が協力して緑の育成に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●公園の整備で緑を増やす			○
●市民の声を取り入れた都立六仙公園の整備を要請する	○		○
●街路樹や公共施設内緑地の維持管理を推進する			○
●市民・事業者・行政の協働により緑を育成する	○	○	○

施策 家庭や事業所の緑を増やし、守り育てる

街の緑を豊かにしていくために、市民・事業者は家庭や事業所の緑を増やすよう努めます。また、行政は事業者や家庭の緑を増やす活動を支援するとともに、宅地開発等での緑の確保や貴重な樹木の保存を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●住宅や事業所内の緑を増やし、育てる	○	○	○
●宅地開発等の際には、緑の確保と緑化を推進する		○	○
●大規模集合住宅の管理者に緑を充実し育てるよう要請する		○	○
●保存樹木・生垣、名木百選（仮称）の選定等を通じて、貴重な樹木を保存する	○	○	○

施策 緑を守る総合的な方針をつくり、進める

本市の豊かな緑を守るために、市民・事業者の連携のもと、行政は長期的、計画的な視点から緑のまちづくりを進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●緑被率等の緑の実態調査を実施する	○	○	○
●緑地協定や地区計画制度による緑化を促進する	○	○	○
●都内自治体でつくる「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」に参画する			○

施策 緑のネットワークづくりを進める

人と緑の有機的なつながりのあるまちづくりのために、市民・事業者・行政は協力して街路樹や緑道、庭先の緑でつなげて緑のネットワークをつくりまします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●街路樹、遊歩道、緑道等を整備し緑をつなげる			◎
●生垣など庭先の緑を増やす	◎	◎	○

個別目標3 多様な生きものを守り育てる

施策の方向① 生きものの生息・生育環境を保全し回復・創出する

市内には絶滅危惧種であるホトケドジョウをはじめ、多様な生きものが生息しています。市民・事業者・行政は協力して、生息・生育環境や地域の生態系を保全するための取り組みを進めます。

施策 生きものの生息・生育環境を大切に保全する

生きものの生息・生育環境を守るために、市民・事業者は生息空間となる緑地や河川的环境保全に協力するとともに、行政は生物多様性に関する総合的な計画（生物多様性地域戦略）を策定し、様々な施策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生物多様性を維持し高める計画を策定する	○		◎
●生物多様性に配慮した水辺管理を行う	○		◎
●野生鳥獣の保護に配慮する	◎	◎	◎
●国レッドリスト掲載種であるホトケドジョウなどの生息・生育環境を保全する	◎	◎	◎
●保全地域、森の広場等の雑木林を生息・生育空間として保全する	○		◎
●【再掲】緑地保全計画に基づく緑地の確保を行う			◎
●生物多様性に配慮して南沢水辺公園・向山緑地公園などの公園を育てる	◎	○	◎
●生態系を踏まえて河川・公園等の緑のネットワーク化を図る			◎

施策 生態系に配慮して事業を進める

地域の生態系を守るために、事業者・行政は市民との連携のもと、生きものの生息環境に影響を及ぼさないよう配慮しながら各種事業を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●河川などの維持管理を行う場合は生物多様性に配慮する	○		◎
●各種事業を行う場合は、地域の生態系に配慮し、保全回復に努める	○	◎	◎

施策の方向② 生きものに関する調査と意識啓発を行う

水と緑を基盤とした生きものの生息・生育環境や地域の生態系を守るために、市民・事業者・行政は生きものの生息の実態に関する情報を共有し、効果的な取り組みにつなげます。

施策 生きものの生息・生育状況を把握する

多様な生きものを守り育てるためには、継続的な生息・生育状況の調査が必要であり、行政や市民はこれまでの活動をさらに進め、互いに協力して調査を実施します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●生きものの実態調査を実施する	○		◎
●調査の体系を整理し集約する	○		◎

施策 生息・生育環境の情報を発信する

生物多様性の保全に対する市民の理解を深めるために、環境イベントなどの機会を捉えて、市民と行政が協力して地域の生きものや生態系に関する情報発信、啓発活動に取り組みます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地域の生きものの情報を継続的に発信する	◎		◎
●環境イベントや情報提供等を通じて啓発活動につなげる	◎		◎
●地域の生きものや生態系を知る機会を増やす	◎		◎
●ホトケドジョウなど希少生物についての意識啓発を行う	◎		◎

施策 外来生物種の移入を防ぎ、生育拡大を抑制する

地域固有の生きものを守るために、行政は市民や事業者と協力・連携しながら、外来生物種の侵入、拡大を抑制します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●外来生物種の情報を蓄積する	○		◎
●外来生物種の駆除を進める	○		◎
●外来生物や有害鳥獣情報の広報による啓発活動を展開する	○		◎
●有害鳥獣対策を進める	◎	◎	◎

個別目標 4 地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる

施策の方向① 省エネルギーを進める

エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政は積極的に省エネルギー活動に取り組みます。

施策 エネルギーの使用を抑制する

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ省エネルギーに取り組むとともに、省エネルギー性能の高い製品や機器などの導入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●電気、ガス、ガソリン等の使用量の削減を進める	◎	◎	◎
●省エネルギー機器の導入に努める	◎	◎	◎
●省エネ家電への買い替えに努める	◎	◎	◎
●低燃費車、次世代車の購入に努める	◎	◎	◎

施策 エネルギー使用量のみえる化で省エネを進める

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者は自らエネルギーの使用状況を把握しながら、省エネルギーに向けた取り組みにつなげていくとともに、行政は市民・事業者の自主的な省エネルギー活動を支援します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境家計簿等を活用して、エネルギー使用量を把握し削減する	◎		○
●環境報告書等の作成を通じて、エネルギー使用量を把握し削減する		◎	○

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

再生可能エネルギーは利用時に温室効果ガスを排出しないため、市民・事業者・行政はそれぞれ積極的な導入に努めます。

施策 再生可能エネルギーの利用に努める

家庭やオフィス、工場からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や購入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●再生可能エネルギー（太陽光等）機器の導入に努める	◎	◎	◎
●再生可能エネルギーによる電力の購入に努める	◎	◎	◎

施策 廃棄物資源からのエネルギーを有効活用する

温室効果ガスの排出量を削減するため、行政はごみの焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用するようごみ焼却施設の運営主体に要請します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみ焼却場からの熱エネルギー有効利用を要請する			◎

施策の方向③ まちづくりや交通などの総合対策を進める

温室効果ガスの排出量が少ないまちを実現するため、省エネルギー性能の高い建築物の普及や化石燃料を消費する自動車の利用の抑制に努めます。

施策 まちづくりでの環境負荷を低減する

低炭素型のまちづくりを進めていくため、市民・事業者・行政はそれぞれ建築物の新築、改築などの機会を捉えて、省エネルギー性能が高い建築物の導入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●省エネルギー建築物の導入に努める	○	○	○

施策 交通からの環境負荷を低減する

自動車の過度な利用による温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政はそれぞれ自転車や公共交通機関の利用に努めるとともに、自動車を利用する場合でもエコドライブなどできるだけ温室効果ガスの排出量を減らせるよう配慮します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●エコドライブに努める	○	○	○
●自転車の利用に努める	○	○	○
●自動車の利用を控える	○	○	○
●物流運搬の効率化を進める		○	○
●公共交通機関を積極的に利用する	○	○	○
●環境負荷低減に向けた交通システムについて調査研究する			○

施策の方向④ 地球温暖化対策の総合的な方針を定め実施する

地球温暖化対策に市全体で取り組むため、総合的な方針のもと市民・事業者・行政が連携・協力して温暖化防止対策を進めます。

施策 市役所内の温暖化対策の方針を推進する

市役所での事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、行政は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、温暖化防止対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を実践して、温暖化防止対策を進める			○

施策 地域の温暖化対策の方針を策定し推進する

東久留米市として地球温暖化の防止に貢献していくため、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、市内全域で計画的、総合的に温暖化防止対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する			○
●市内全域の温暖化防止対策を進める	○	○	○

●地球温暖化による影響への対応を検討し、対策を進める	○	○	◎
●フロン排出対策法に基づく対策を行う		◎	◎

個別目標5 ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める

施策の方向① ごみ排出量を抑制する

地球環境にやさしい循環型社会を実現するため、日々の暮らしや事業活動からのごみの発生を少なくするとともに、ごみを出す場合も資源化のために分別を徹底します。

施策 ごみの発生を少なくする

ごみの発生を少なくするため、市民・事業者・行政はそれぞれ不要な物を買わないなど減量化を工夫するとともに、行政はごみの減量に対する市民の意識を高めるため、家庭ごみの収集の有料化を検討します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●家庭ごみ・事業系ごみの減量化の工夫を行う	◎	◎	◎
●家庭ごみの有料化を検討する			◎
●食物残渣の発生抑制と再利用について調査研究する	◎	◎	◎
●生ごみ減量化処理機器の導入を進める	◎		◎
●購入段階からごみの排出を意識した行動を実践する	◎	◎	◎

施策 分別と適正処理を徹底する

最終的にごみとなる物を減らすため、市民・事業者・行政はそれぞれごみの分別の徹底に努めます。また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物を適正に処理します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみの分別を徹底する	◎	◎	◎
●事業系廃棄物を適正に処理する		◎	○
●建設発生資材の有効利用と適正処理を行う		◎	◎

施策 意識啓発を行いごみ排出量抑制につなげる

行政はごみの減量化に向けた意識啓発に取り組むとともに、市民・事業者は、積極的に協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●ごみ排出削減についての情報提供を行う	○	○	◎
●不法投棄やポイ捨て防止活動を推進する	◎	◎	◎
●環境美化活動に参加する	◎	◎	◎

施策の方向② リユース・リサイクルを進める

地球環境にやさしい循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政はそれぞれごみを資源として捉える意識を高め、製品や資源としての有効利用を積極的に進めます。

施策 リユース・リサイクルを進める

リユース・リサイクルを進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれ資源物の回収に積極的に取り組むとともに、リサイクル製品など環境にやさしい製品の購入に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●資源物回収活動を進める	◎	◎	◎
●リサイクル製品の購入を促進する	◎	◎	◎
●エコセメント化事業を進める			◎
●小型家電の回収を進める	◎		◎
●剪定枝等のリサイクルを推進する	○	◎	◎
●ごみ減量化・資源化協力店を増やす	○	◎	◎

個別目標6 健康で安心できるくらしをつくる

施策の方向① 事業所や工場、施設等からの汚染を無くす

公害を防止するため、事業者は規制基準を遵守するほか、有害物質を取り扱う場合は環境や人への影響がないように配慮します。行政は市民の健康や生活環境を守るため、法律などに基づき事業者への指導・監督を徹底します。

施策 事業所や工場、施設等からの大気汚染を防ぐ

大気汚染を防ぐため、事業者は汚染物質の排出基準を守るとともに、行政は必要に応じ立ち入り検査など排出抑制対策を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●大気汚染物質の排出基準を守る		◎	◎
●柳泉園におけるダイオキシン類対策の適正管理を継続する			◎

施策 事業所や工場、施設等からの地下水や土壌の汚染を防ぐ

地下水や土壌の汚染を防ぐため、化学物質等を取り扱う全ての事業者は適正な取り扱いに努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質等を適正に取り扱う		◎	◎

●【再掲】農薬や化学肥料を過剰に使用しない		◎	◎
-----------------------	--	---	---

施策 事業所や工場、施設等からの騒音・振動・悪臭の発生を抑制する

騒音・振動・悪臭の発生を防ぐため、事業者は、規制基準を遵守し、また、日々の事業活動において周辺への配慮に努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●騒音・振動の規制基準を守る		◎	◎
●建設工事、飲食店などの騒音・振動・悪臭対策に努める		◎	◎

施策 化学物質について適切な情報を提供する

化学物質は製品として流通・消費される過程の中で環境中に排出されたり、人の体内に取り込まれたりすることがあるため、事業者・行政は市民に対して化学物質に関する情報を公表するほか、リスクについての適切な理解を促進します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●化学物質に関する情報を収集し公表する	○	◎	◎
●化学物質についてのリスクを正しく理解する	○	◎	◎

施策の方向② 近隣からの公害を防ぐ

日常生活や事業活動が快適な生活環境を損なうなど近隣の迷惑になることを防止するため、市民・事業者は自主的に周辺への配慮に努めます。

施策 生活環境を保全し改善を進める

快適な生活環境を守るため、市民・事業者は日々の暮らしや事業活動において、生活環境に悪影響を与える行為・活動を抑制するとともに、行政は意識啓発のほか問題が生じた場合には積極的に関与し、改善に努めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●野焼きの原則禁止を守る	◎	◎	○
●生活での騒音や臭気の発生などに注意する	◎	◎	○
●ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う	◎		○
●空き地、空き家の適正な管理を行う	◎	◎	○
●無用なアイドリングはやめる	◎	◎	◎

施策の方向③ 公害を抑止する活動を進める

公害の発生や被害の拡大を防止するため、市民・事業者・行政が協力して環境の監視活動に取り組むとともに、広域的な対策や新たな公害に関する情報を収集します。

施策 公害の監視体制を充実する

公害の防止は環境の監視活動が必要なため、市民・事業者・行政はそれぞれ継続的な監視を行うとともに、行政は広域的に発生する公害や新たな公害にも対応します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●各種公害の監視を行う	○	○	○
●都や近隣市と連携して環境調査を継続的に実施・公表する			○
●新たな公害（放射性物質・PM2.5 など）の情報を収集し公表する	○	○	○

施策 公害の発生を防ぐ活動を行う

公害の発生を未然に防ぐため、行政は関係機関と連携して広域的な範囲で防止するとともに、公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識を高めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●都や近隣市と連携して公害に対する改善対策を行う			○
●公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発につなげる	○	○	○

施策の方向④ 自動車の公害対策を進める

自動車は日々の暮らしや事業活動を支える移動手段である一方、排出されるガスの中には人や生活環境に悪影響を及ぼす物質が含まれているため、市民・事業者・行政は汚染物質の排出が少ない自動車の普及を積極的に進めるなど自動車の公害対策に取り組みます。

施策 車からの汚染ガス排出を減らす

自動車の走行に伴い排出される汚染ガスを削減するため、市民・事業者・行政は低排出ガス車を積極的に採用するとともに、不要な自動車の利用を控えるなどの配慮をします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●低排出ガス車の購入を進める	○	○	○
●建設機械等の低排出ガス対応を進める		○	○
●【再掲】自動車の利用を控える	○	○	○
●【再掲】エコドライブに努める	○	○	○

個別目標7 環境について学び、活動につなげる

施策の方向① 環境情報を共有し活動につなげる

市民・事業者・行政の協力・連携の輪を広げていくため、環境情報や活動の共有を通じて、

連携と相互理解を深めます。

施策 環境情報を発信し共有する

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間でお互いが持っている情報を共有するとともに、行政は図書館など地域の学習拠点において、環境に関する資料を充実します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理して分かりやすく伝える	◎		◎
●市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する	◎	◎	◎
●市立図書館、学校図書館では、環境に関する資料の紹介と充実を図る。	○	○	◎

施策 環境年次報告書を作成し環境活動の向上を図る

環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開する上では、計画の進捗評価が必要なため、行政は市民・事業者の協力のもと環境年次報告書「かんきょう東久留米」を毎年発行し、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境年次報告書として「かんきょう東久留米」を作成し、環境基本計画の進捗評価を行う	○	○	◎
●進捗評価に基づき、環境活動をさらに進める	◎	◎	◎

施策の方向② 学校や職場での環境学習を進める

水と緑に象徴される本市の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくため、環境教育を学校教育に積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が連携・協力しながら実践します。

施策 学校での環境学習の機会を作る

次代の東久留米市を担う子どもたちが市内の水や緑といった地域の環境資産を受け継ぐ上では、環境に対する正しい理解を持つことが必要なため、行政は学校教育の現場において環境教育を積極的に取り入れるとともに、市民・事業者は講師の派遣などに協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●「かんきょう東久留米子ども版」等を通じて、環境に関する理解を深める			◎
●市内の自然環境・環境施設などを体験学習に活用できるよう体制を整備する	○	○	◎
●環境教育、環境学習を市民・事業者と協働で推進する	◎	◎	◎
●環境教育を積極的に取り入れる			◎

施策 職場での環境学習の機会を作る

事業者は企業市民として環境面から地域社会に貢献するため、職員の環境意識の向上に努めるとと

もに、企業活動を通じて地域の環境活動に積極的に協力します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境研修を実施し、職員の環境に関する理解を深める		◎	
●企業活動を通じて環境への理解を深める		◎	

施策の方向③ 地域社会を通じて環境学習を進める

地域社会全体で環境に対する意識を高めるとともに、地域社会での環境活動を活発にしているため、地域社会を通じて環境学習を進めます。

施策 環境を学ぶ機会を増やす

市民が環境を学ぶ機会に参加しやすくするため、市民・事業者・行政は連携・協力して講座やイベントなど多様な環境学習の機会を増やします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●多くの市民が参加しやすい環境に関する講座やイベントを企画・実施する	◎	○	◎
●環境に関する講座やイベントに積極的に参加する	◎	◎	
●観察会などを通じて、市内の自然を体感する	◎		◎
●地域の施設の見学会などを通じて、環境への取り組みを学ぶ	◎	○	◎

個別目標8 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

施策の方向① 環境活動のすそ野を広げ、高める

市民や事業者の環境活動のすそ野を広げていくため、市民・事業者・行政は、連携・協力しながら、活動の担い手となる人材・組織の育成に努め、市民活動を活発にします。

施策 環境活動に取り組む人を増やす

市民・事業者・行政の連携による環境活動を活発にしていくためには、活動の担い手を増やしていくことが必要なため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●環境学習・環境教育の担い手となる人材を育成する	◎	◎	○
●市民活動の担い手となる環境リーダーを養成する	◎		○
●環境活動にボランティアとして積極的に参加する	◎	◎	○
●多様な世代が参加しやすい仕組みをつくる	◎		◎

施策 市民活動を支援する

市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、行政は市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援する	○	○	◎
●市民環境会議の参加者を増やし、連携を密にし、活動を盛んにする	◎	◎	◎

施策の方向② 連携を深めてみんなで取り組む

市民・事業者の積極的な参加・連携による環境活動を展開していくため、協働による環境活動の仕組みを作るとともに、市域を越えた環境課題に対応するため、広域連携による取り組みを進めます。

施策 協働体制の仕組みを作り、促進する

市民・事業者・行政の協働体制を強化するため、それぞれの役割分担を明確にした推進体制を作るとともに、行政は市民・事業者との連携・協力のもと活動を担う人材や団体に関する情報を蓄積し各主体で共有します。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制をつくる	◎	◎	◎
●学校や職場で環境教育を担える人材のデータベース化を進め講師派遣に活用する	○	○	◎
●市民の環境活動の実態を把握し、ネットワーク化を図る	○	○	◎

施策 都・近隣市との連携を進める

水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、行政は都や近隣市との連携を進めるとともに、市民も近隣市の市民活動団体同士で連携・交流するなど東久留米市の枠を超えた市民活動に取り組めます。

取り組み	各主体の役割		
	市民	事業者	行政
●多摩六都をはじめ近隣市との積極的な交流を通じて、相互の理解を深める	◎		◎

7

今後期間内に強化する主な施策

第二次環境基本計画の個々の取り組みの中で、国等の動向を踏まえた個別の計画や具体的な仕組み作りが必要な施策を「今後期間内に強化する主な施策」として示します。

①東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定と実行

東久留米市は、東久留米市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を定め、庁舎施設における温室効果ガスの排出削減に努めてきましたが、新たな国の方針を受け、今後、市全体の温室効果ガス削減に向けた、総合的な対策を計画的に進めるため、計画の期間内に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいた「東久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを実行していきます。

②生物多様性地域戦略の策定と推進

東久留米市は、絶滅危惧種を含む多様な生きものが生息しており、市民や東京都による生きもの調査が行われてきましたが、その取りまとめや調査に基づく保全施策は十分ではありません。今後、生物多様性の保全に向けた、総合的な対策を計画的に進めるため、計画の期間内に「生物多様性基本法」に基づいた「東久留米市生物多様性戦略」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって多様な生物とその生息空間を保全します。

③水循環保全対策の実施

東久留米市は、「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の環境保全に力を入れてきましたが、新たな国の方針を受け、今後、流域単位での対策を進めるため、国や東京都の動向を見定めるとともに、近隣市との連携を強化しながら、水循環の実態把握や保全対策を検討し、水と緑と生きもののさらなる保全につなげていきます。

④緑地保全計画に基づく緑地の確保

東久留米市は、市内の貴重な雑木林や農地、屋敷林、樹林地などの減少に歯止めがかかっていない状況が続いているため、計画の期間内に「緑地保全計画」に基づき、市内の緑の形成に重要な土地の公有地化などを進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、緑の保全と活用を図り、水と緑といきものの保全につなげていきます。

⑤協働の仕組みづくりと運営

環境の保全・回復・創出にあたっては、地球温暖化対策や生物多様性の保全、水循環の健全化など、市民・事業者・行政の協働による取り組みがいっそう求められてきており、そのためにも市民・事業者・行政をつなぐ「ハブ」的な機能の充実が必要です。

計画期間内においては、市民・事業者・行政による協働の取り組みを検証し、これまで以上に取り組みを推進するとともに、各主体間の連携を強化します。そのために市民活動団体や市民環境会議の機能強化を図るとともに、「環境ハブ」づくりなどの方策を検討していきます。

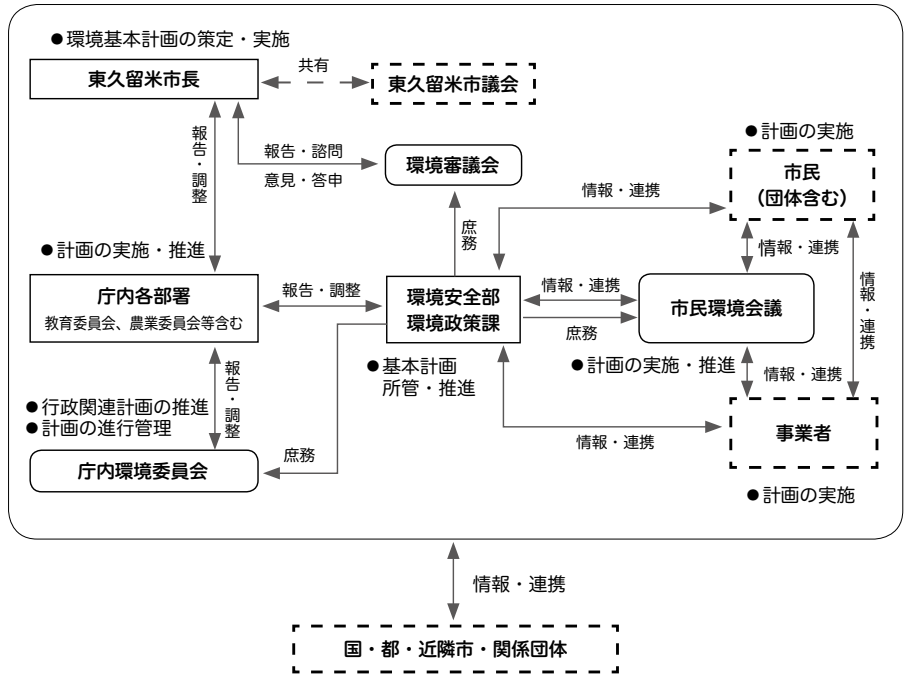
8

計画の推進

① 推進体制

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めていきます。

■東久留米市環境基本計画の推進体制

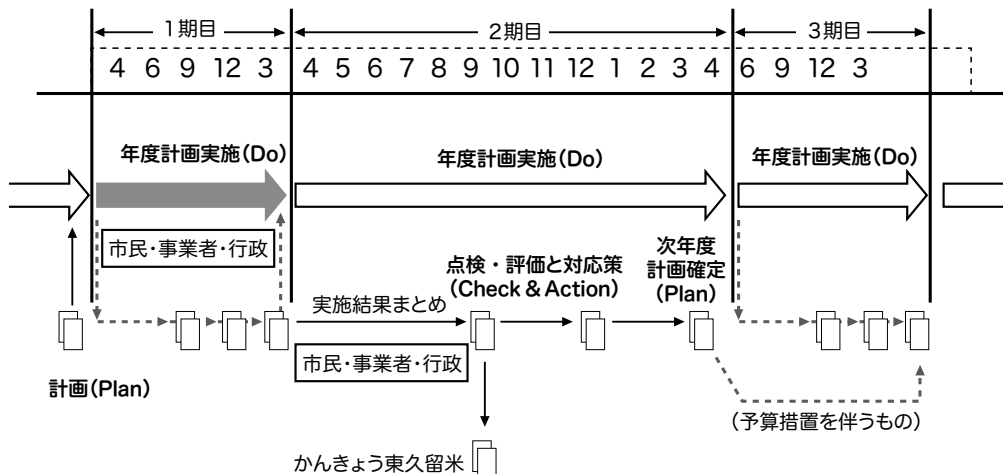


② 進行管理

進行管理の仕組みは、P（Plan:計画）→D（Do:実践）→C（Check:点検・評価）→A（Action:見直し）といった「P D C Aサイクル」を基本とします。

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。

具体的には、前年度の施策・事業の実施結果を年度の前半にとりまとめ、その結果を基に環境審議会が点検・評価（必要に応じ見直し等を意見）し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。



③点検・評価

個別目標ごとの点検評価項目（代表指標）に加え、個別目標ごとの取り組み状況（補助指標）を毎年度点検していきます。

目標		点検評価項目（代表指標）
基本方針1 水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち		
個別目標1	湧水や河川を守り活かす	<ul style="list-style-type: none"> ●東久留米市の良さ（水と緑）を知っている市民の割合 ●河川水量 ●河川BOD測定値 ●代表的な地点の地下水位の平均
個別目標2	緑を守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ●緑被率（雑木林・草地・農地） ●畑面積 ●緑を基本とした景観が保全されていると感じている市民の割合
個別目標3	多様な生きものを守り育てる	<ul style="list-style-type: none"> ●生物種・外来生物種把握数
基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち		
個別目標4	地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガス排出量 ●FIT 認定量（国の再生可能エネルギー認定量） ●自動車由来の温室効果ガス排出量
個別目標5	ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出量 ●リサイクル率
個別目標6	健康で安心できる暮らしをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ●一般環境大気測定局データ ●地下水有機塩素化合物調査結果 ●道路交通騒音振動調査結果 ●一般苦情総件数 ●苦情発生件数（全体） ●排出ガス測定結果（NOX・SPM）
基本方針3 みんなで取り組む環境のまち		
個別目標7	環境について学び、活動につなげる	<ul style="list-style-type: none"> ●東久留米市の良さ（水と緑）を知っている市民の割合 ●学校での環境学習の実施状況 ●環境イベント開催数 ●環境イベント参加者数
個別目標8	より良い環境を目指してみんなで取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ●環境関連団体の登録者数 ●緑の育成・保全活動への参加した市民の割合 ●水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合 ●環境の保全に気をつけている市民の割合

東久留米市環境基本計画 概要版（平成 28 年 3 月）

発行：東久留米市役所

環境安全部環境政策課

〒 203-8555 東京都東久留米市本町 3 丁目 3 番 1 号

TEL：042-470-7753（直）

FAX：042-470-7809

e-mail：kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp



平成28年3月
東久留米市